

ネパール

目次	概要	．．． 1
	代理人制度	．．． 2
	特許制度	．．． 3
	意匠制度	．．． 5
	商標制度	．．． 6

概 要

2008年11月

主な加入条約： パリ条約、WTO、TRIPs

公用語： ネパール語

特許庁： Department of Industries

Tripureshwor, Kathmandu, Nepal

Tel : 977-1-4261101, 4261168, 4261169, 4261203

Fax : 977-1-4261112

Email : info@doi.com.np

URL : <http://www.iponepal.gov.np/> (Department of Industries)

1. 代理人に必要な資格

Attorney at Law

2. 資格取得に必要な要件(以下全ての要件を充たす必要あり)

(a) 資格試験合格。特許法、意匠法、商標法。

(b) 法学位取得。

(c) 実務経験。

(d) 審査官経験を有する者は受験することなく資格を取得可能。

3. 資格取得後の研修制度はない。

4. 外国からの案件受任につき特別なライセンスは不要。

5. 代理人事務所の業務例：

出願（特許、実用新案、意匠、商標、著作権）。

侵害訴訟事件代理。

実施契約に関するコンサルティング。

6. 国内の代理人協会について

現段階で代理人協会はない。

代理人協会設立の意向はある。

特 許

2008年11月

1. 一般

適用法令 1965 年、特許、意匠、商標法

所管官庁 Department of Industries, Government of Nepal

2. 保護対象

(1) 発明の定義はないが特許の定義はある。

(2) 不特許事由

物質、コンピュータプログラム、ビジネス方法など。

3. 登録要件

(1) 産業上の利用可能性

(2) 新規性

(3) 進歩性

判断基準あり

(4) 発明の単一性の規定あり

5. 出願手続

(1) 出願人となり得る者

発明者又は譲受人

(2) 必要書類、必要情報

① 委任状 (出願人及び 2 名の証人の署名が必要、公証必要)

② 発明者の住所、氏名、職業

③ 出願人の住所、氏名

(出願人が発明者ではない場合、正当な出願人であることの証明が必要)

④ 必要であれば図面またはスケッチ

⑤ 優先権証明書

※ 多数項従属クレームは不可。

(3) FAX 又は電子出願による出願不可。

(4) 出願言語は、ネパール語 (公用語) 又は英語 (英語の場合は公証付)

(5) PCT には非加盟。

(6) 外国で特許取得していれば、登録証 (認証付英訳と公証が必要)

5. 審査手続

(1) 方式審査

(2) 実体審査

審査官インタビューは認められていない。

6. 登録

(1) 存続期間は登録から 7 年。延長は 7 年ずつ 2 回可能。

(2) 出願から登録までの期間は、案件により異なる。

(3) 登録料支払いは出願時及び登録証取得時に行う。

・登録料支払期限は延長可能。

(4) 年金

① 7年毎に支払う。(2回)

② 年金支払期限は延長不可。

(5) 権利侵害に対しては罰則規定がある。

7. その他

① 早期審査(優先審査)制度なし。

② 出願公開制度あり。

③ 出願変更制度なし。

④ 分割出願制度なし。

⑤ 新規性喪失の例外の適用なし。

⑥ 国内優先制度又は仮出願制度なし。

⑦ 登録公開後異議制度あり。

⑧ 名義変更は登録の必要あり。

必要書類：委任状、登録証原本、政府料金

⑨ 包括委任状制度なし。

⑩ 期限徒過の場合の救済制度あり。

意 匠

2008年11月

1. 一般

適用法令 1965 年、特許、意匠、商標法

所轄官庁 Department of Industries, Government of Nepal

2. 対象等

(1) 登録要件

- ・新規性
- ・独創性

(2) 部分意匠制度無し

3. 出願手続

(1) 出願人

創作者のほかに創作者から意匠を出願する権利を取得した者は出願人になり得る。

(2) 必要書類

- ① 委任状 (出願人及び 2 名の証人の署名が必要、公証が必要)
- ② 創作者の氏名、住所、職業、
出願人の氏名、名称、住所、国籍
出願人が創作者でない場合、願人の権利を説明する書類
- ③ 物品の説明 物品の一部が透明である場合は説明を記載する。
- ④ 図面 4 部 見本の提出は不可。
- ⑤ 優先権主張する場合、優先権証明書と公証付英語翻訳文。
- ⑥ 外国登録がある場合、公証付コピーを提出する。

登録証が英語でない場合は認証及び公証付英訳が必要。

(3) 一意匠一出願

4. 審査

(1) 方式審査

出願係属中は補正可能。

(2) 実体審査

5. 登録

(1) 出願から登録まで 6 ～ 12 ヶ月かかる。

(2) 登録期間 出願日から 5 年だが、5 年ごとに延長可能。(最長は 25 年)

(3) 秘密意匠制度はない。

6. 権利範囲

登録意匠およびその類似範囲。

権利侵害に対しては罰則規定がある。

商 標

2008年11月

1. 一般

適用法令 1965 年、特許、意匠、商標法

所管官庁 Department of Industries, Government of Nepal

1. 一般

(1) 使用

登録主義、先願主義を採用し、出願時には使用の意思で足り使用証明は不要である。
ただし使用主義も加味。

(2) 商品分類

- ・ 国際分類を採用し、国内商品／役務分類表はない。
- ・ 商品／役務の類似範囲を定める基準あり。
- ・ 商品の指定にクラスヘディングによる記載は不可。
- ・ 小売業を役務として指定することができる。(第35類)
- ・ 多区分出願不可。

(3) 商標

- ・ 立体商標は登録可能。
- ・ 音、匂いは登録不可。
- ・ 標準文字制度あり。

2. 出願手続

(1) 必要書類、必要情報

- ① 委任状（出願人および2名の証人の署名、公証）
- ② 出願人の氏名、名称、住所
- ③ 商標見本 4通
- ④ 指定商品／役務の記載（国際分類）
- ⑤ 優先権の主張（最先の出願情報）
- ③ 優先権証明書
- ④ 本国登録等がある場合は登録証、公証付の英語翻訳文（認証付）も必要。

(2) 電子出願不可。

(3) 外国語出願は英語のみ認める。

3. 審査

(1) 審査内容

実体審査が行われ、絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由が審査される。

(2) 補正

商品／役務の補正可。

(3) 拒絶理由への応答

- ・コンセンスト制度なし。
- ・ディスクレーマ制度有り。

(4) 拒絶査定に対して35日以内に不服申立可。

(5) 異議制度あり。

公報掲載から35日間は第三者による異議申立可能。

4. 登録

存続期間は7年だが更新可能。

更新期間 存続期間満了後35日まで申請可能。期間満了から6ヶ月間は延長料金支払いにより申請可能)。

5. 権利範囲

同一又は類似の商品／役務について同一又は類似の商標に権利が及ぶ。

権利侵害に対しては罰則規定がある。

6. その他

(1) 使用権の設定には登録必要。

(2) 登録後1年以内に使用しないと取り消される虞がある。

(3) 団体商標制度なし。

(4) 証明商標制度なし。

(5) 外部からアクセス可能なデータベースなし。但し公報はウェブからアクセス可能。

情報提供者